

金融商品に関する会計基準についてのコメント

企業会計基準委員会 御中

2018年11月30日

新宿経済研究所 代表社員社長

公認会計士 岡本 修

拝啓

貴委員会におかれてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

貴委員会が2018年8月30日付で公表した「金融商品に関する会計基準の改正についての意見の募集」に関する見解をまとめましたので送付申し上げます（ただし、質問6については割愛しております）。

なお、本コメントにつきましては、当社ウェブサイトにて公表しますことをご了解ください。

① 質問1（回答者の属性）

回答者は、金融商品会計と金融規制に特化した専門的ファームの経営者です。

当社は金融専門のコンサルティング会社として、金融機関の金融商品会計に関する専門的な研究、金融機関の金融規制に関する最新動向の調査などを業として営んでおります。

② 質問2（金融商品会計基準の改正の意義（第7項））

当社では、金融商品に関する会計基準の開発に着手するという貴委員会の方向性を基本的には支持しております。ただし、金融危機時以降に改正された国際的な会計基準（いわゆるIFRS9を含む。）については、極めて低品質かつ政治的な妥協の産物であり、そもそも時価会計が適用されない保有目的区分の範囲を拡大するなど、金融規制の潮流に真っ向から反していると考えております。

財務諸表に求められるのは、第一に実態を適正に表示する機能であり、それは「比較可能性」よりも優先します。国際的な会計基準の品質が劣るという点を踏まえるならば、この際、「比較可能性」を持ち出すのは賢明な発想とはいえません。

③ 質問3（プロジェクトにおいて検討する範囲（第8項から第11項））

実務上の優先順位が高いのは「金融資産の減損」と「ヘッジ会計」です。「金融商品の分類及び測定」については、IFRS9強制適用から時間がそれほど経過していないことから、もう少し見極めてからの対応とすることをお勧めします。

現行の金融商品会計基準においては、引当率は過去の貸倒実績率などに基づいて計算することとされていますが、「過去のデータに基づいて将来の損失を予測すること」による引当金計上の不十分さが、バーゼル銀行監督委員会(BCBS)他の規制主体からも示されているところです。

一方、貸出債権に対する引当金計上基準の影響を大きく受けるのは、銀行等の金融業界です。

わが国では長年、金融検査マニュアルに基づく償却引当実務が行われてきました。しかし、昨今、金融庁が金融検査マニュアルの廃止を打ち出したことにより、金融機関がある程度、経営の健全性を確保しつつ、実態に即した償却引当を行うことができるという方向性が志向されていると理解しております。

また、金融商品の開発は日進月歩であり、現在から20年前に策定された金融商品会計の体系では対応できない金融商品も多数出現しております。

とくに、同じような経済的性格を持つデリバティブ商品であっても、ヘッジ会計と複合金融商品会計で対応が異なる（とくに売建オプションにヘッジ会計が認められないのに、複合金融商品会計基準では一体処理が認められる）点については、会計基準としての不整合でもあり、早急な対策が必要です。

④ 質問4（その他の関連する事項（第13項から第15項））

前述のとおり、「国際的な整合性」そのものを優先すべきではありません。場合によっては、日本の会計基準設定主体としては、IFRSの矛盾、不備について、積極的に発信することが望ましいと考えます。

当然、国際的な会計基準の規定をそのまま取り入れることには大きな問題があります。

一例を挙げれば、バーゼル銀行監督委員会(BCBS)は2016年1月、『最終規則「マーケット・リスクの最低所要自己資本」』（原題：Minimum capital requirements for market risk）を公表しました（<http://www.bis.org/bcbs/publ/d352.pdf>）が、これは規制主体がIFRS9に対し、「資本アービトラージに悪用されること」への懸念を抱いている証拠でもあります。

また、BCBSは2015年12月に、『信用リスクと予想信用損失会計に関するガイダンス』（原題 “Guidance on credit risk and accounting for expected credit losses”）を公表しましたが、これは実質的にみて、BCBSがIFRSに修正を加えているという見方もできると考えています。

このように、決して高品質とはいえない基準（とくにIFRS9）に強引に寄せていくことには、わが国の金融商品会計に対する信頼性だけでなく、ひいては貴委員会の信頼性と存在そのものに対する疑念を日本社会から突き付けられることになる可能性があるという点を、指摘しておきたいと思えます。

⑤ 質問5（識別された論点及び適用上の課題（各分野における主要な論点（第18項）を含む。））

本項においては、網羅的にコメントするのではなく、気付いた点についてのみ、コメント致します。

1) 【項目3】 分類の変更

「実務上困難と考えられる点等は特段ないと考えられる。」とありますが、この点是不適切です。前述のとおり、実務上、IFRSにおいて「事業モデル変更による保有目的区分変更」については、バーゼル銀行監督委員会のガイダンスと矛盾していると考えられる点についての検討が必要です。

2) 【項目6】 予想信用損失の認識

いわゆるECL会計については、IFRSにおける「12ヵ月間の損失」そのものがBCBSからは部分的に妥当ではないと指摘されている点などを踏まえれば、「IFRSありき」で課題を認識すること自体が不適切です。ただし、前述のとおり、わが国における金融検査マニュアルの廃止などの動きを踏まえ、予想将来損失の計上を可能とする会計基準の開発は、むしろ好ましいと考えられます。

3) 【項目8】 ヘッジの種類と会計処理

ヘッジ会計については、とくに公正価値ヘッジにおいて、ヘッジ非有効部分（たとえば、日本国債と金利スワップのベース・リスク部分など）をP/L処理するという考え方自体は支持できます。

現行の日本の会計基準においては、公正価値ヘッジにおいても繰延ヘッジ処理が認められていますが、この場合、ベース・リスク部分がP/L処理されずに残ってしまうという問題があり、とくに、いわゆる「為替スワップ」（バイ・セル取引）を使った外貨建債券のヘッジ取引において、ヘッジ手段に含まれるドル円ベースの差異がコストとして計

上されずに繰延処理されてしまう、という問題点が発生しています。

この点についての是正は必要であり、公正価値ヘッジにおける繰延ヘッジの適用廃止を含めた検討がなされることを期待します。

4) 【項目 9】 ヘッジ手段

金融機関の信用リスク管理の実務上、たとえば信用リスクをクレジット・デフォルト・スワップ(CDS)でヘッジする、という使い方が想定されており、現実にはさまざまな理由でCDSを使ったヘッジが一般的に行われています。また、銀行自己資本比率規制上も、信用リスク削減手法(CRM)として認められています。

しかし、CDSはヘッジ会計上のヘッジ手段に位置付けることが困難であり、結果的にCDSを使った信用リスクのヘッジ活動に対し、ヘッジ会計の適用が困難です。これについての手当てが必要です。

⑥ 質問 7 (その他)

今回、貴委員会は「金融商品の分類及び測定」、「金融資産の減損」及び「ヘッジ会計」の 3 つの分野を念頭に置いているとされています。しかし、金融商品会計基準自体、成立してから約20年が経過し、さまざまな分野において、不整合が生じているという点についても見逃すべきではありません。

たとえば、「投資信託と金銭の信託の違い」、「デリバティブ単体で保有した場合と組込デリバティブの違い」、「有価証券に対してヘッジ会計を適用した場合の部分ヘッジと有価証券の移動平均法の適用」など、会計基準に不備があるために、実務担当者としては会計処理に困惑する事例が相次いでいます。

また、2008年の金融危機を受けて、金融機関は「その他のTier1資本」「Tier2資本」「その他のTLAC」といった金融商品を発行し始めていますが、資本性と負債性を同時に有するような金融商品に関するガイダンスが十分とはいえませんし、マイナス金利に関する会計処理についてもガイダンスを示さないことは不適切です。

貴委員会の金融商品会計基準見直しという方向性そのものには同意しますが、優先順位としては、国際的な会計基準との整合性よりも、まずはわが国の会計基準設定主体として、わが国の金融商品会計に内在する問題点に加え、この20年における新たな金融商品の出現などに対応する方が重要であると考えます。

以上